

名勝

文化庁文化財第二課 名勝部門

一 記念物における名勝

史跡が日本の歴史を表象する遺跡について、天然記念物が国土にある自然の特徴を表象する動物・植物・地質鉱物について、歴史学や生物学、地質学等の学術上の観点から記念物の価値に着目するのに対して、名勝は、名所や風景、庭園について、芸術上・観賞上の観点から記念物の価値に着目する点に特徴がある。

それは、特に風致景観ということに注目する記念物の理解である。ここにいう「風致景観」とは、或る場所の「雰囲気」と「かたち」を併せて直感する態度から派生するもので、「芸術」とは、私たちが国土に生きてきた中で育まれてきた創造性とそれを空間に仕立てる技術・技能のことであり、「観賞」とは、或る場所に過ぐす中で様々に楽しむことである。

そのような名勝の観点は、史跡と天然記念物に特に示された歴史と自然の両方の観点をも同時に含みつつ、史跡と天然記念物のみでは十分に示し得ない日本の記念物が備える多様で複雑な特質を表現する上で重要な第三の軸である。

名勝のそうした融通無碍ともいべき性質は、現在、一八二三件を数える史跡と一〇三〇件を数える天然記念物の重複指定が僅かに七件

に過ぎないのに対して、四一五件の名勝と史跡、天然記念物の重複指定がそれぞれ五四件、五三件を数えることにもうかがうことができ。一方で、史跡や天然記念物に比して指定件数が相当に少ないこと、そして、その半分以上を庭園の指定が占めること（四一五件中、二二六件）なども指摘できる。こうした現状は、名勝をめぐるこの一〇〇年の経過を反映しているといえるが、近年においては時代の趨勢に応じた名勝の意義の見直しも進められている。

二 名勝の対象と指定の歩み

(1) 名勝の指定対象

日本における記念物保護制度の歴史において、何をその対象とするのかについては、史蹟名勝天然記念物保存法（以下「旧法」という。）下の「保存要目」を基礎として、今日の「指定基準」に項目として示されている。一方で、大正八年の法律制定・施行に先立ち、大正四年頃から検討された保存要綱草案において、史蹟については大正六年三月に、天然記念物については同年十月に成案が公表されたものの、名勝については、その意義に包含すべき対象が広く検討されてなかなか決せず、大正八年二月によく脱稿した草案には二七もの項目が示され

た。その最初に「風景ヲ眺メ得ル地點」を掲げたところは名勝の根本意義をよく表したものと見えるが、「著名ナル」ものとしつつも「古城及其趾跡」や「神社佛閣其他ノ建築物及其境内」、「山林原野」、「名木及並木」、「噴火山及噴火口」、「熔岩流」など、今日、主として史跡や天然記念物の保護対象として把握されているものも含まれていた。結局、法律の施行に当たって、大正九年一月に決定された「保存要目」では、史蹟や天然記念物に対象が重複するものを除外するとともに項目を集約して、名勝については「著名ナル公園及庭園」を第一として「著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地點」まで一一の項目立ての内に指定対象が整理された。これは一方で、記念物保護の一体性を示すものであって、広義の名勝保護は、史蹟と天然記念物の保護によつて網羅されるという思想の下にあり、それが相対的な指定件数の少なさを重複指定の多さにも反映しているものといえる。

(2) 名勝指定の歩み概観

大正十一年から取り組まれた名勝の指定は、人文的なものとして、旧大名庭園のうち公園経営されて著名であった水戸の常磐公園、金沢の金澤公園（兼六園）、岡山の後楽園、高松の栗林公園、白河の南湖公園、明治時代後半以降の日

本庭園史学の成果を反映した平等院庭園、南禅寺庭園、西芳寺庭園ほか寺院に維持されてきた古庭園、自然的なものとして、日本三景の松島、天橋立、厳島や、白砂青松を代表する三保松原のほか、各地の風光明媚な峡谷・溪流や海浜、奇岩やサクラの名所などが取り組まれた。また、名勝については、初期から史蹟や天然記念物との重複指定の事例を見ることができ、

保存要綱草案の最初の項目に示され、保存要目の最後の項目に示された美しい風景を眺めうる地点は名勝に固有の意義たるところで、その根本に「観賞」（見て楽しむこと）を据えていることを示している。名勝では、そうしたことの優れた顕現について、主に人間の工作で整えられたもの（人文的なもの）と主に天然の現象で生じたもの（自然的なもの）とに便宜上区別して価値把握の標準を分けている。

そのような「観賞」の在り方は新たな時代における観光の発展とも密接に関連している。折

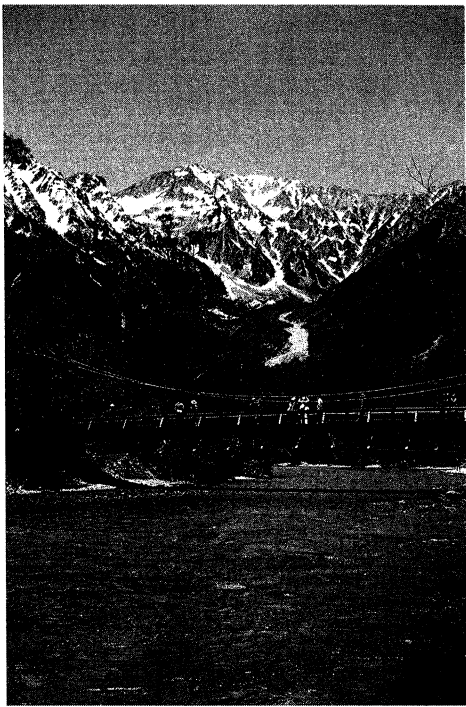


写真1 特別名勝及び特別天然記念物
上高地（写真提供・松本市）

しも、大正時代から昭和時代初期にかけては、鐵道省が旅客鉄道利用促進の観点から全国観光発展を図るために様々な観光案内本を刊行したり、昭和二年に山岳、溪谷、海岸、温泉、湖沼、河川、平原、瀑布の八分野から成る日本新八景や日本百景の選定が取り組まれたりしていた。新しい時代の風景観の発展に対し、名勝に関する考えも敏感に感じて、昭和三年には日本新八景にも選定されていた上高地（写真1）、温泉岳、十和田湖、室戸岬が指定された。同時に過剰な観光地開発などから史蹟名勝天然記念物を守るため、ケーブルカー敷設に関する件について依命通牒を発するなどしている。こうした動向を踏まえ、昭和四年十二月には、種々の施設建設によって名勝が破壊されることを防ぐために、それまで「保存要目」には含まれていなかった「特色アル山岳、丘陵、高原、平原、河川及温泉地」を加え、昭和六年には、日本ライントも称された木曾川が名勝に指定された。

一方、昭和六年に國立公園法が制定され、同九年に瀬戸内海・雲仙・霧島が最初の國立公園として指定されたところには、競うようにして自然的なもの、名勝の指定が進められた。同時に庭園の名勝指定も各地に取り生まれ、昭和四年に熊本の水前寺成趣園が名勝及史蹟として指定されたことは、古庭園の保存が第一義的には名勝の分野に属することが指定種別の上でも示されたといえる。さらに、旧法下三〇年余りの間

に、第二類（地方的ノモノ）を含め、自然的なものでは四一府県に一四三件、庭園では二六府県に九二件、そして、公園四件、橋梁二件の計二四一件が名勝に指定された。

文化財保護法（以下「保護法」という。）下においては、旧第二類の二七件や戦中戦後の荒廃等により自然的なもの、名勝五件が指定解除され、また、飛躍的に発展しつつあった自然環境行政との関係から、半世紀にわたって自然的なもの、指定は抑制的で、かつ遺跡整備事業の発展とも相俟って、名勝の分野は庭園の指定と保存修復等に傾注していくこととなる。

保護法下において國立公園との関係をうかがわせる初期の事例としては、富士山の名勝指定が挙げられる。大正十三年に「富士山麓（嶽麓）」として広大な範囲が仮指定されていた富士山は、昭和十一年以来、國立公園にも指定されていたことから、仮指定の解除について検討されたところ、文化財として保護すべき範囲を五合目以上と三つの登拝道に範囲を限り、昭和二十七年十月に名勝に、翌十一月に特別名勝に指定された。一方、昭和三十二年の自然公園法制定、同四十六年の環境庁設置、同四十七年の自然環境保全法制定などの趨勢の下で、昭和四十三年の文化庁設置後初期において自然的なもの、うち名勝に指定されたのは、那智大滝（昭和四十七年）、称名滝（昭和四十八年）、檜木内川堤（サクラ）（昭和五十年）の三つのみで、昭和四十九年十一月の文化庁長官裁定「文化財の種別ごとの指定の重点について」で、名勝については特に庭園について指定の促進を図るこ

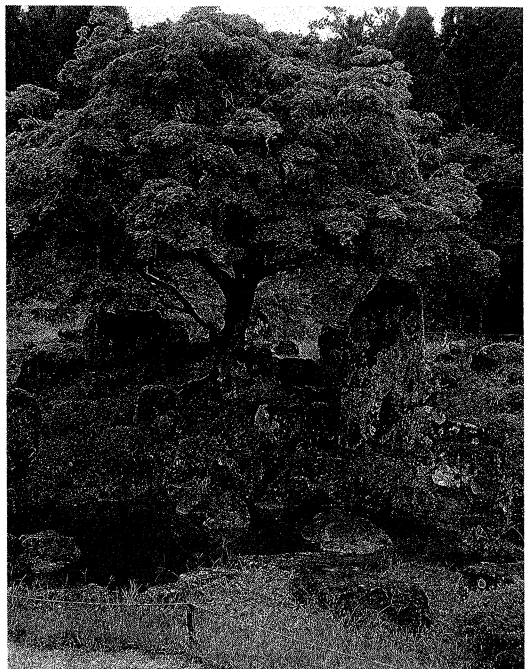


写真2 特別名勝一乗谷朝倉氏庭園
(写真提供・福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館)

とを優先する方針が示された。それから平成九年に川平湾及び茂登岳が名勝に指定されるまで、四半世紀にわたって名勝の保護は庭園の指定と保存修復を主体とし、自然的なものについては保存管理計画の策定と現状変更等への対応を中心とした。昭和五十六年以降、庭園の指定件数は自然的なものよりも多く、今日、名勝保護施策の枢要を成している。

名勝に関する検討については、旧法制定以前から、庭園や公園を含む風景の意義と取扱いの在り方を明らかにすべく明治時代後半から大正時代にかけて成立・発展してきた造園学分野が深く関わってきたものであるが、昭和四十年代以降の遺跡整備事業において史跡を公園地として整備・公開を図るなかでも造園学分野が重要な役割を果たしてきたことは、その後の庭園保護の方向性にも影響している。昭和四十年代には、特別史跡平城宮跡の保存問題とも関連して

東に張り出す東院の存在が明らかとなり、その南端に遺存状況が極めて良好な庭園遺構（平城宮東院庭園、平成二十年特別名勝指定）が発見されたほか、平城京跡の左京三条二坊六坪においてもほぼ完全な状態を遺す曲池の遺構（平城京左京三条二坊宮跡庭園、昭和五十三年特別史跡指定、平成四年特別名勝指定）が発見された。また、昭和五年に指定された福井県の一乗谷朝倉氏館跡では、中世城館に営まれた庭園遺構（一乗谷朝倉氏庭園、平成三年特別名勝指定、写真2）が昭和四十年代以降、保存整備された。こうした成果を踏まえつつ、昭和六十二年には、発掘された庭園遺構として初めて岐阜県の東氏館跡庭園が名勝に指定された。さらに、近代の文化財が注目されるなか、特に近代庭園の指定にも重点を置いていった。

三 名勝分野における近年の取組

こうした流れを踏まえつつ、平成十年九月に整理された当面の指定重点方針では、人文的なものとして、地方の風土・文化を反映した庭園、発掘庭園・遺跡庭園、近代の庭園・公園、自然的なものとして、地方に独特の風土や時代を反映しているものや、信仰・行楽などの場として独特なものなどに、特に着目していくこととされた。名勝の分野では、平成十三年に千葉県の高梨氏庭園が指定されて、ようやく全都道府県に指定を備えることとなったが、なお調査不足等に起因する指定件数の地域的偏在等につ

いては依然として重要な課題のままであった。一方、近年では文化的な観点を強調した自然の環境や風景の把握も進展し、天然記念物や自然の名勝の指定も推進されていて、二一世紀の約二〇年間における名勝指定一一四件の内訳は、庭園六八件（うち、近代庭園二六件）、公園五件、自然的なもの四一件で、史跡、天然記念物との重複指定もそれぞれ三件、七件を数える。また、平成十六年の法改正により創設された登録記念物制度の運用においては、全国的に指定の進展が遅れてきた名勝地の分野において特に積極的な展開を図っていて、現在、登録記念物一〇八件のうち、名勝地関係の登録は九三件に及んでいる。

名勝部門では、こうした取組をさらに進展させるために、平成二十一年度から二十四年度に近代の庭園・公園等の調査、同二十三年度から二十五年度に名勝に関する全国的な調査の二つの調査事業を実施し、それぞれ平成二十四年三月、同二十五年四月に報告書をまとめ、指定・登録等の保護措置を検討すべき多様な候補が全国各地に数多所在することを具体的に明らかにした。全国的な調査に並行して実施した特定の主題別調査や個別名勝地の詳細調査の実績を踏まえ、平成二十七年には名勝地調査の国庫補助事業が創設され、今後、名勝地保護の意義と方法についての普及が期待されている。

この二〇年でもう一つ注目すべきは、庭園の保護に係る技術・技能の継承に向けた取組の進展である。平成十四年に選定された「文化財庭園保存技術」の保存団体として認定されている



写真3 文化財庭園保存技術者協会の研修の様子
(写真提供・文化財庭園保存技術者協会)

文化財庭園保存技術者協会は技術の保存継承及び技術者の技能向上にかかる研修会の実施(写真3)のほか、文化財庭園フォーラムを全国各地で開催して、その内容や重要性の普及に継続的に取り組み、いまや庭園保護の重要な枢軸のひとつを成している。

四 名勝地保護の将来に向けて

指定文化財としての名勝の母胎は保護法第二条第一項第四号の記念物に規定される「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの」である。その保護の趣旨とするところは、日本



写真4 名勝高田松原 将来のために
(写真提供・高田松原を守る会)

の国土と歴史の中で様々な土地に刻まれた芸術性や観賞性を「わが国のすぐれた国土美」として継承していくことにある。そうした名勝の価値は人びとの心に育まれるものであり、それは私たちが将来のために分かち合う思い出のひとつのかたちである。

名勝の分野では、初期において、その保存のため、開発行為を斥けてすぐれた風景の破壊を防いだり、良好な状態を維持するために復旧したりすることに重点を置いてきた。一方で、特にこの半世紀にわたって枢要を成してきた庭園に関する取組を通じ、衰微した古代や中世の姿を回復して保護することにも着目してきた。

そうした措置は、近世や近代の庭園保護にも広がり、いまや、自然的なものにも適用されるようになってきている。積み重ねられてきた名勝指定の実績を踏まえつつ、衰微した名勝地の傑出した価値を見極め、それらを保護するのは、それぞれの名勝地が纏うべき固有の雰囲気とかたちである風致景観が将来にわたって継がれるように、人びとの観賞や手入れが弛まぬ息吹を注ぎ続けるようにするためである。

岩手県の名勝高田松原は、一七世紀に砂防林として幼樹を植栽されたのを濫觴として、マツの古木が多く成育し、背後に翠巒を繞らす壮大で優美な松原を成していたが、東日本大震災の大津波によつて甚大な被害を受けた。その本質は三〇〇年以上にわたって絶えず継いで来られた創造と育成の営みにあり、風土に暮らす人びととその営みの意志が続いていく限りにおいて名勝としての生命は継がれていく(写真4)。

積み重ねられた人びとの思いの先に将来の名勝があるならば、主に学術上の観点から指定された史跡や天然記念物も永く保護の取組を進めて行くうちに名所となり、その風致景観に格別の意味が繰り返し付けられていく。私たちが分かち合う思い出は生きていく上で欠くことのできないものであり、そうした思い出は様々なかたちで記念物に刻まれている。

名勝の保護は、記念物のそうした特質を支えるものでありたい。

(平澤 毅・主任文化財調査官)